

第1回大阪府学校教育審議会支援教育部会

日 時 令和7年7月18日（金）10：00～

会 場 大阪府庁別館6階委員会議室

次 第

1 開 会

2 審 議

3 閉 会

配付資料

- ・ 次第
- ・ 大阪府学校教育審議会支援教育部会委員名簿
- ・ 配席図
- ・ 大阪府学校教育審議会規則
- ・ 大阪府学校教育審議会支援教育部会運営要綱
- ・ 資料1 諮問書（写し）
- ・ 資料2 第1回大阪府学校教育審議会支援教育部会資料

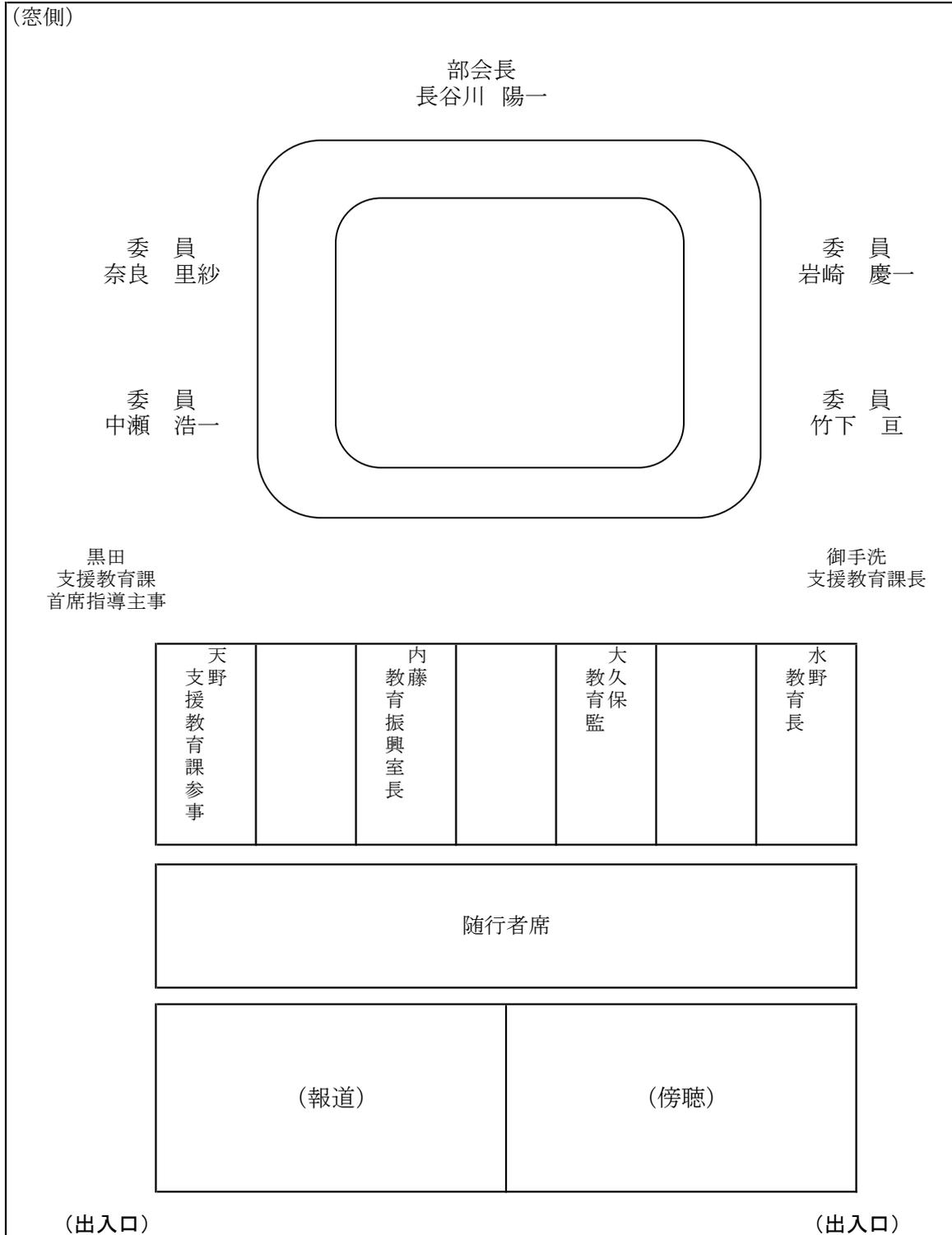
**大阪府学校教育審議会
支援教育部会 委員名簿**

(五十音順)

氏名	職名
岩崎 慶一	株式会社 かねでんエルハート ビジネスアシストセンター ソリューショングループ長
竹下 亘	社会福祉法人 日本ライトハウス常務理事
中瀬 浩一	同志社大学 免許資格課程センター 教授
奈良 里紗	大阪教育大学 総合教育系 准教授
長谷川 陽一	桃山学院大学 特任教授

第1回学校教育審議会支援教育部会 配席図

令和7年7月18日(金曜日)
委員会議室(府庁別館6階)



○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日
大阪府教育委員会規則第四号
改正 昭和四五年四月三日教委規則第四号
昭和四七年一二月二三日教委規則第一三号
昭和五一年三月三十一日教委規則第六号
昭和五二年六月一三日教委規則第八号
昭和五四年一一月五日教委規則第八号
昭和五六年三月三十一日教委規則第二号
昭和六〇年三月三〇日教委規則第四号
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一一号
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一二号
昭和六三年四月一日教委規則第二号
平成四年三月三十一日教委規則第八号
平成一一年三月三十一日教委規則第二号
平成一二年七月四日教委規則第一六号
平成一八年三月三十一日教委規則第四号
平成一九年三月三〇日教委規則第一一号
平成二〇年七月三〇日教委規則第一七号
平成二三年三月二八日教委規則第三号
平成二四年三月三〇日教委規則第三号
平成二四年一一月一日教委規則第三五号
平成二八年三月三十一日教委規則第一五号
令和二年一二月一一日教委規則第一七号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

大阪府学校教育審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正)

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表第一第二号に掲げる当該担当事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

(昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・令二教委規則一七・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・令二教委規則一七・一部改正)

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(平一二教委規則一六・全改、令二教委規則一七・一部改正)

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
 - 3 会長は、会務を総理する。
 - 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- (平一二教委規則一六・全改)

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正)

(部会)

第七条 審議会に必要な応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 第十条の規定にかかわらず、部会の庶務は、部会における審議事項を担当する所属において行うことができる。

(平一二教委規則一六・追加)

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪府教育課程審議会規則（昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号）は、廃止する。
- 3 委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。

(平二〇教委規則一七・追加)

附 則（昭和四五年教委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年教委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年教委規則第六号）

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五二年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年教委規則第二号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年教委規則第四号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年教委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年教委規則第一二号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附 則（昭和六三年教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年教委規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大阪府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附 則（平成一一年教委規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

（大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止）

- 2 大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則（昭和五十四年大阪府教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則（平成一二年教委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年教委規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年教委規則第一一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第一七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

大阪府学校教育審議会 支援教育部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府学校教育審議会規則(昭和**43**年大阪府教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第**11**条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会(以下、「審議会」という。)に設置する支援教育部会(以下、「部会」という。)に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(部会)

第2条 部会は、今後の在籍者数が減少する中での府立視覚支援学校、聴覚支援学校の役割と機能のあり方、府立視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア発達を促す教育の充実等について調査審議する。

(部会長)

第3条 部会長は、会務を掌理する。

2 部会長に事故があるときは、委員等のうちから部会長があらかじめ指名する委員等がその所掌事務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会に属する委員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、部会で決議した事項については、審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 規則第7条第6項に基づき、部会の庶務は、大阪府教育庁教育振興室支援教育課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月3日から施行する。

写

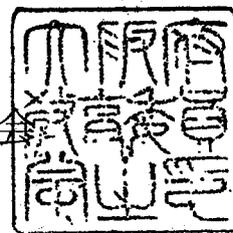
大阪府学校教育審議会会長 様

次の事項について、諮問します。

「今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」

令和7年7月3日

大阪府教育委員会



1 諮問事項

「今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」

<審議のテーマ>

- ・在籍者数が減少する中での府立視覚支援学校、聴覚支援学校の役割と機能のあり方について
- ・今後の府立視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア発達を促す教育の充実について

2 諮問理由

府立視覚支援学校、聴覚支援学校は、平成 28 年に大阪市立の支援学校の移管を経て、現在では視覚支援学校が 2 校、聴覚支援学校が 4 校の体制となっている。

視覚支援学校については、第 1 次大阪府教育振興基本計画（平成 25 年 3 月策定）において、「視覚障がい者の社会参加と自立を促進するための教育課程等の再編」を掲げ、平成 27 年に大阪南視覚支援学校の専攻科に柔道整復科を設置するなど、視覚障がい児等の社会的自立を支援する教育の充実に取り組んできた。

聴覚支援学校については、職業教育ニーズの高まりを受け、平成 18 年、堺聴覚支援学校の高等部、生野高等聾学校（当時）の再編整備により、だいせん聴覚高等支援学校が開校、令和 5 年度には同校が高等学校 DX 加速化推進事業に採択され、最新技術を活用した教育環境の整備や専門的なカリキュラムの開発に取り組むなど、後期中等教育の充実を図ってきた。

一方で、視覚支援学校・聴覚支援学校に在籍する幼児児童生徒数は直近の 10 年間で 3 割から 4 割程度減少し、今後も人口減少に伴い在籍者数が減ることから、集団規模による学びや教員の専門性の維持・継承に課題が生じている。加えて、老朽化等により今後の支援教育ニーズに見合った施設設備が十分でないなど、学校の状況は厳しいものとなってきている。

そのような中で、府内の小中学校における弱視学級・難聴学級の児童生徒数は、今後も各地域に一定の在籍者数が見込まれており、支援学校の地域における中核的な機関としての役割（支援学校のセンター的機能）の発揮が今後も求められる。

また教育課程についても、視覚支援学校では従来の「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師」業界に加え、より幅広い職業分野で活躍できるようにするため、聴覚支援学校では産業構造の変化に対応し、実践的な技術や職業スキルを身につけさせるため、それぞれカリキュラムの検討が必要とされるなど、今後の児童生徒等のキャリア発達を促す教育の充実が求められている。

国においても、令和 3 年 1 月に中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築をめざして」及び「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」において、新時代に対応した特別支援教育の在り方として、小中学校等における障がいのある児童生徒等が専門性の高い授業を受けられるよう支援学校のセンター的機能を充実させることや、多様化する就労形態を踏まえた人材育成の強化について述べられているところ。

については視覚障がい、聴覚障がいのある児童生徒等をとりまく現状と課題を踏まえた視覚支援学校、聴覚支援学校の今後のあり方について、学校教育審議会にご審議をお願いするものである。

第1回大阪府学校教育審議会 支援教育部会 資料

～今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について～

1. これからの審議予定

2. 現状

3. 課題認識

(参考) 新時代の特別支援教育の在り方について (文部科学省初等中等教育局・有識者会議)

令和7年7月 大阪府教育庁

1 これからの審議予定

○ 審議スケジュール

審議会回数	審議内容
第1回(7月18日)	● 現状と課題認識
第2回(9月頃)	● 在籍者数が減少する中での府立視覚支援学校、聴覚支援学校の役割と機能のあり方について
第3回(10月頃)	● 今後の視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア発達を促す教育の充実について
第4回(11月頃)	● まとめ
令和7年12月頃	答申(学校教育審議会)

2-① 現状・学校の分布

視覚支援学校

大阪北視覚支援学校
(大阪市東淀川区)
※大阪市立から移管

大阪南視覚支援学校
(大阪市住吉区)

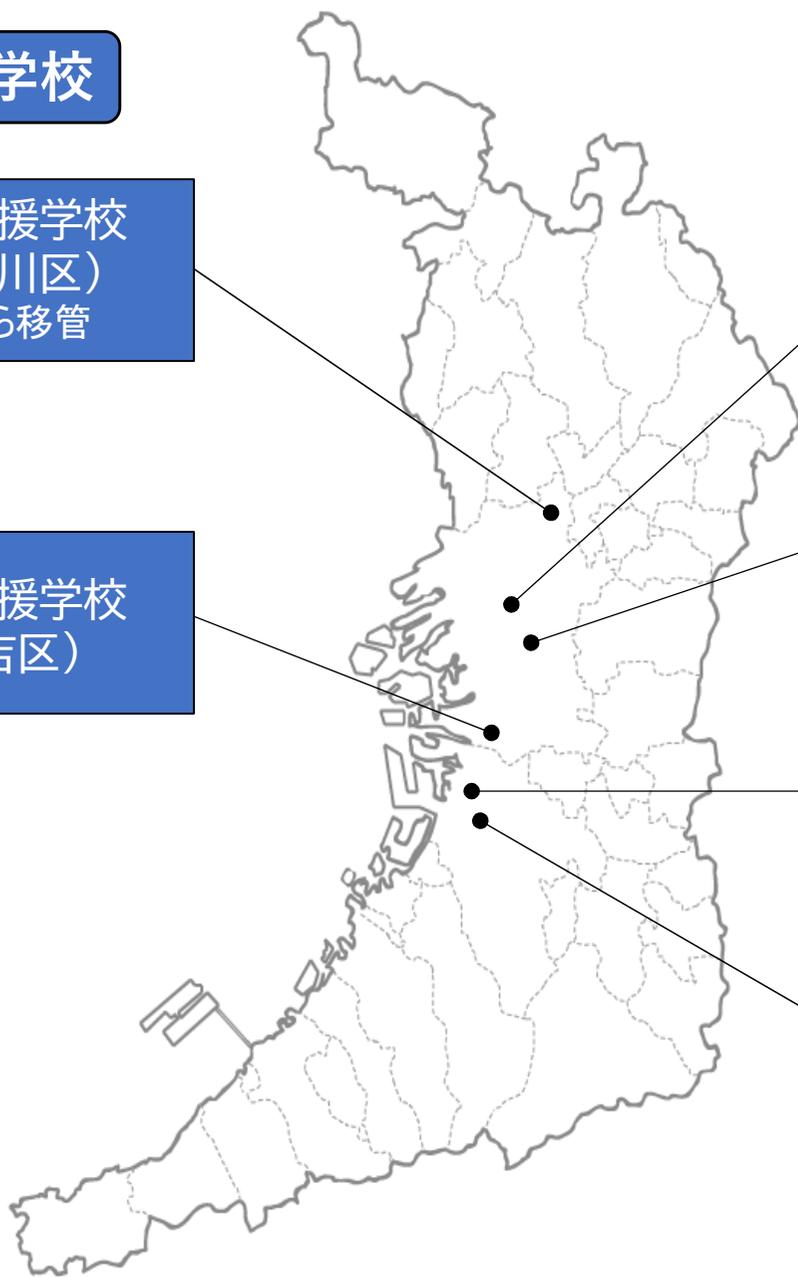
聴覚支援学校

中央聴覚支援学校
(大阪市中央区)
※大阪市立から移管

生野聴覚支援学校
(大阪市生野区)

だいせん聴覚高等支援学校
(堺市堺区)

堺聴覚支援学校
(堺市北区)



2-② 現状・学校施設の概略図

大阪北視覚支援学校

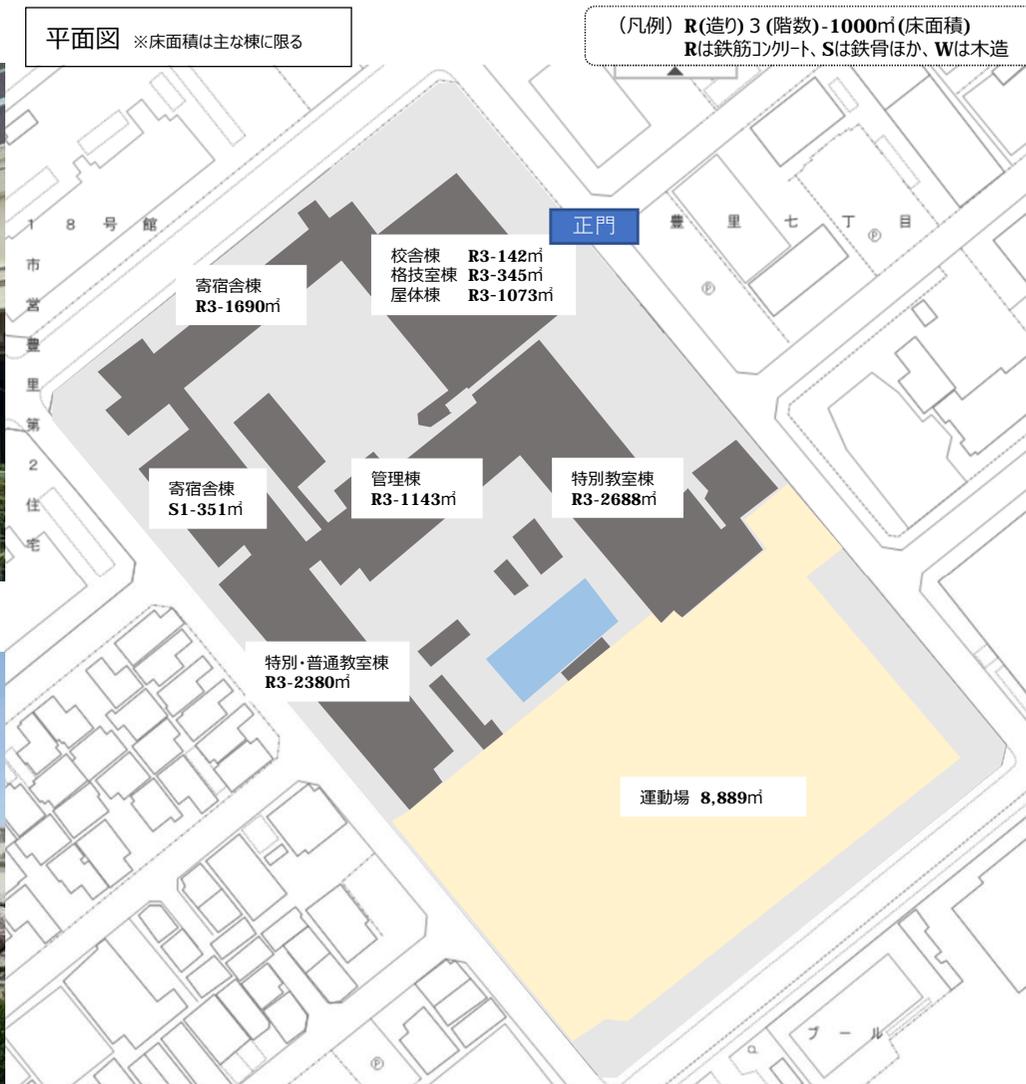
外観①



外観②



平面図 ※床面積は主な棟に限る



2-② 現状・学校施設の概略図

大阪南視覚支援学校

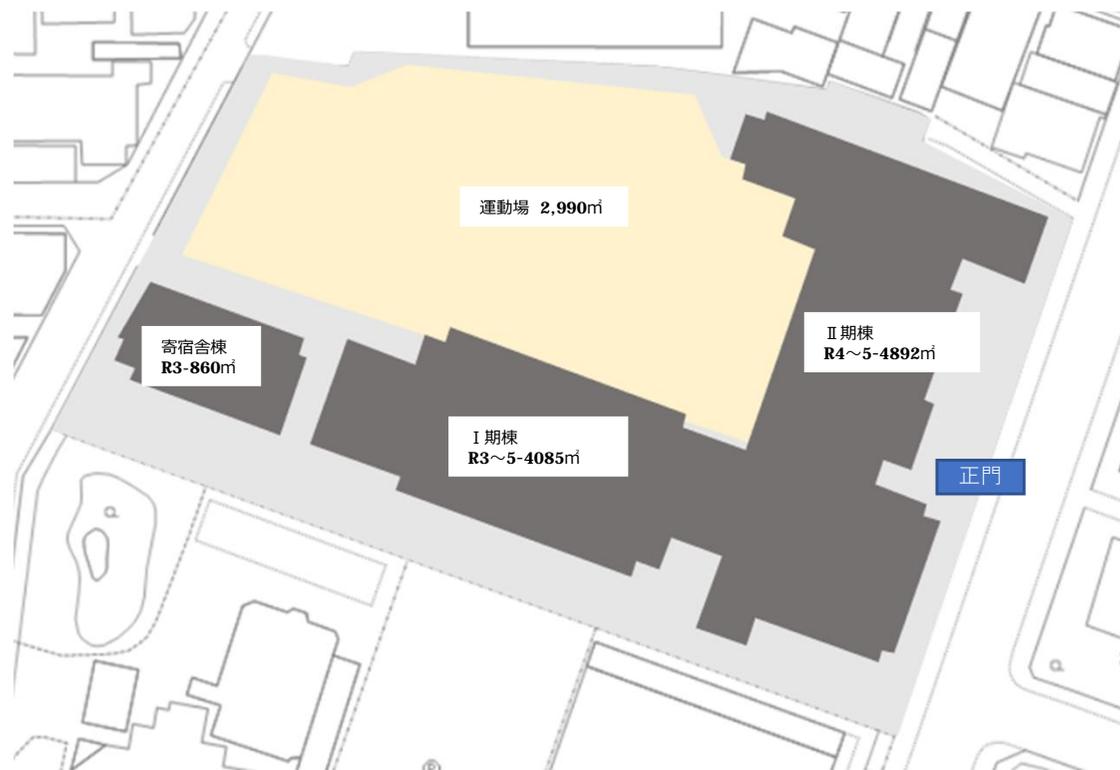
外観①



外観②



平面図 ※床面積は主な棟に限る



(凡例) R(造り)3(階数)-1000㎡(床面積)
Rは鉄筋コンクリート、Sは鉄骨ほか、Wは木造

2-② 現状・学校施設の概略図

中央聴覚支援学校

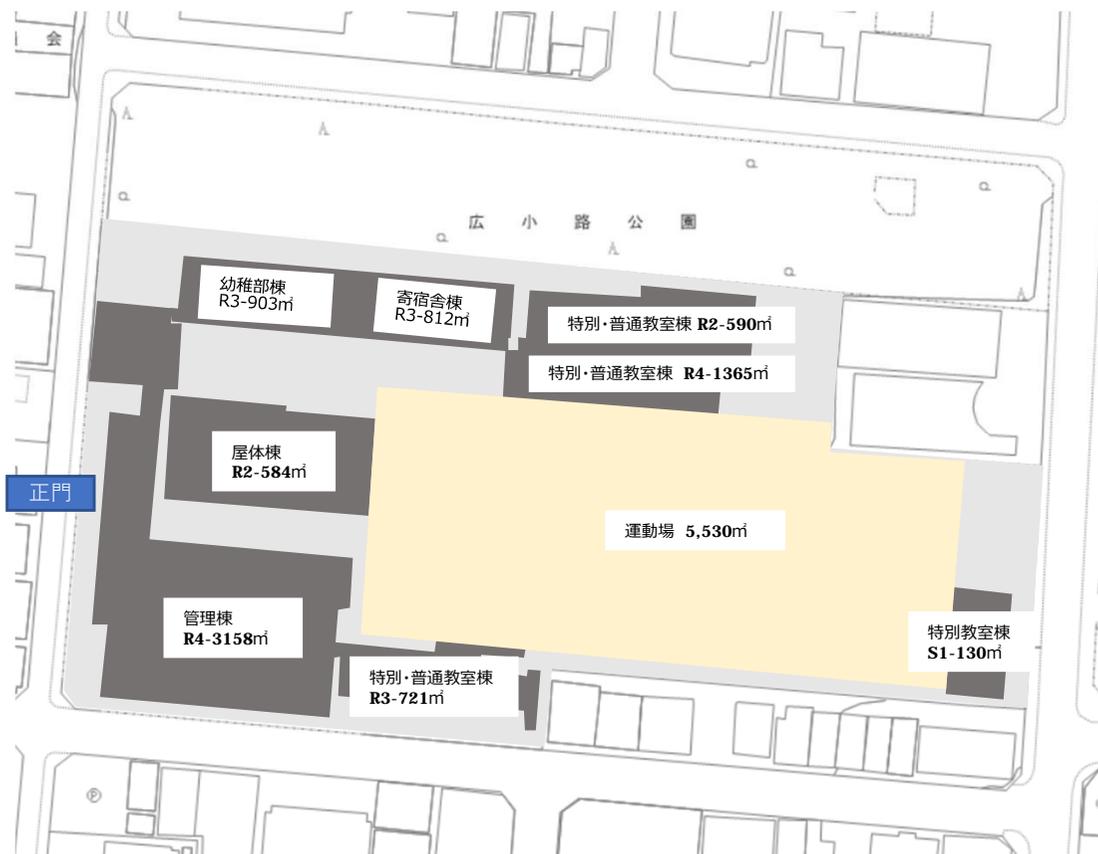
外観①



外観②



平面図 ※床面積は主な棟に限る



2-② 現状・学校施設の概略図

生野聴覚支援学校

外観①



外観②



平面図 ※床面積は主な棟に限る



(凡例) R(造り) 3(階数)-1000㎡(床面積)
Rは鉄筋コンクリート、Sは鉄骨ほか、Wは木造

2-② 現状・学校施設の概略図

堺聴覚支援学校

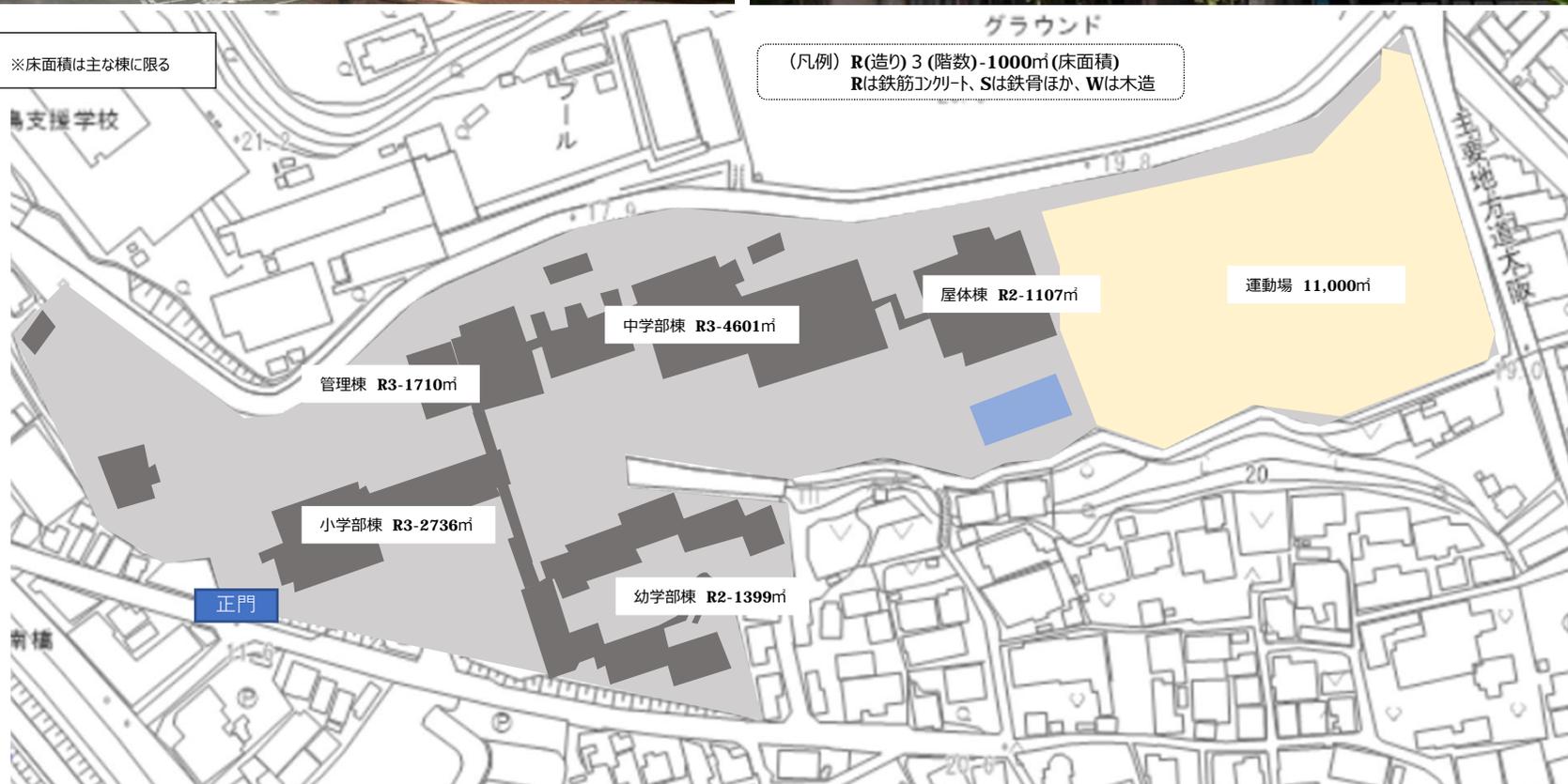
外観①



外観②



平面図 ※床面積は主な棟に限る



2-② 現状・学校施設の概略図

だいせん聴覚高等支援学校

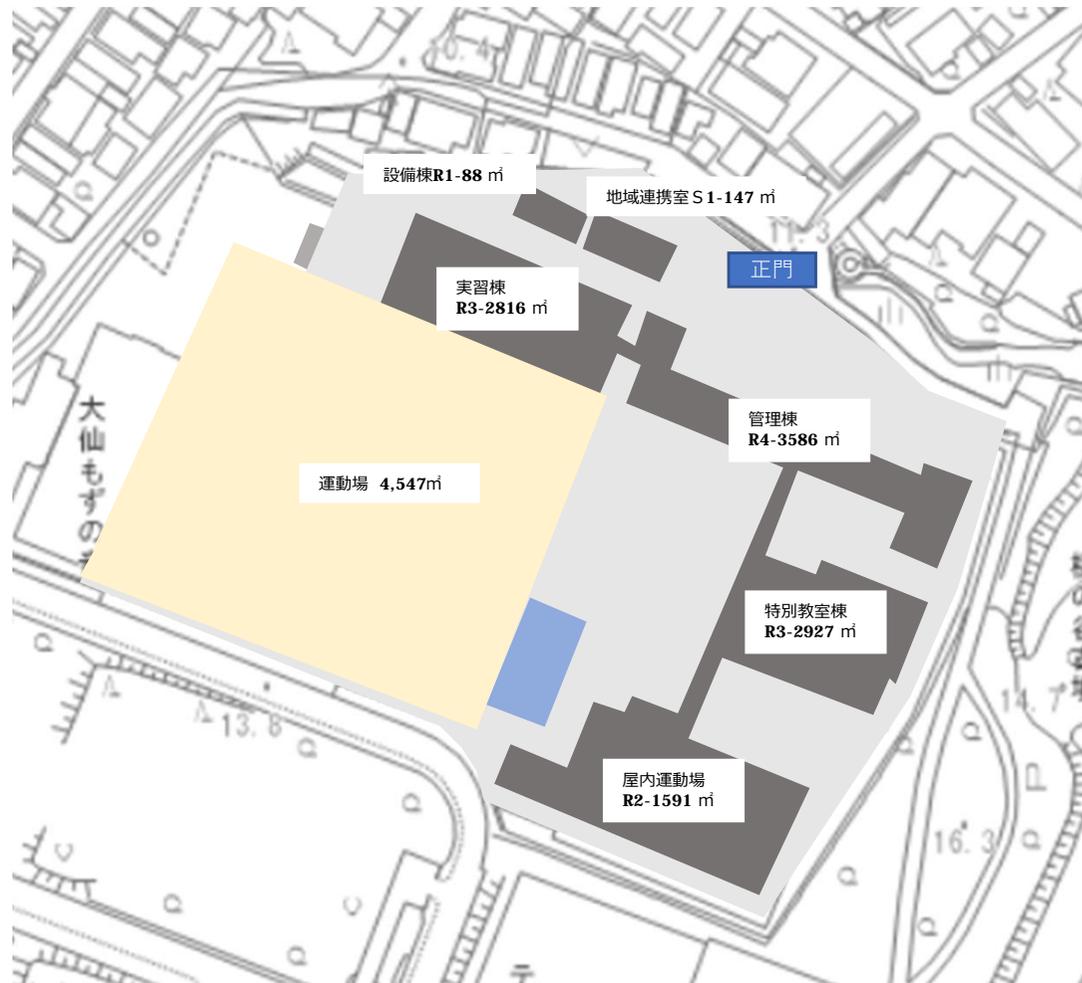
外観①



外観②



平面図 ※床面積は主な棟に限る



(凡例) R(造り)3(階数)-1000m²(床面積)
Rは鉄筋コンクリート、Sは鉄骨ほか、Wは木造

2-③ 現状・学校施設の概要

➤ 老朽化等により今後の支援教育ニーズに見合った施設設備が十分でない

視 覚			聴 覚			
大阪北視覚 (東淀川区) [旧市立]	大阪南視覚 (住吉区)		中央聴覚 (中央区) [旧市立]	生野聴覚 (生野区)	堺聴覚 (堺市北区)	だいせん聴覚 (堺市堺区)
明治33年	大正3年	創立	明治33年	大正15年	昭和29年	平成18年
幼・小・中・ 高・専 (寄宿舎あり)	幼・小・中・ 高・専 (寄宿舎あり)	設置学部	幼・小・中・ 高・専 (寄宿舎あり)	幼・小・中 —	幼・小・中 —	— 高・専
61年	10年	築年数 (R6年度末)	34・46・69年	23年	49年	53年
6,948㎡	7,623㎡	校舎面積	7,117㎡	7,559㎡	10,806㎡	10,275㎡
8,889㎡	2,990㎡	運動場面積	5,530㎡	2,500㎡	11,000㎡	4,547㎡
55人	87人	在籍数 (R7.5/1)	102人	105人	54人	65人
(190人)	(230人)	設置基準上 の定員(※)	(250人)	(290人)	(470人)	(610人)
69室	78室	教室数 (普通・特別)	67室	67室	82室	68室
H22地震補強 (外部・内部改修なし)	H25-27改築	備考	敷地内から難波宮の遺 構発見により現地での 建替えは事実上困難。	H12-14改築	H29改修	もと白菊高校から 転用時に改修あり

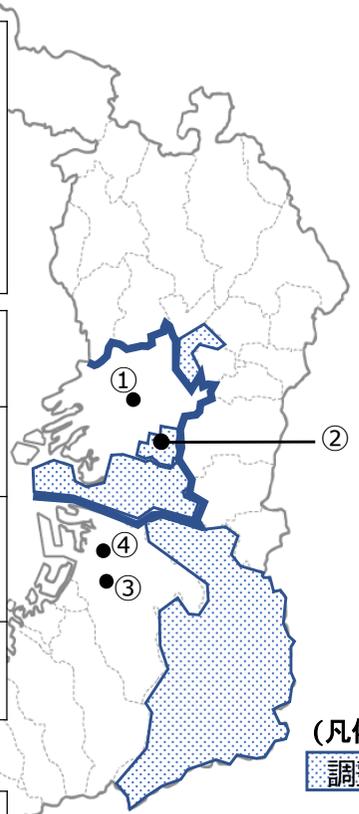
※在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から学校教育法第3条に基づき制定された基準(令和3(2021)年文部科学省令第45号)を用いて、保有する校舎面積から試算した定員人数。

2-④ 現状・学校の概要

(数値は令和7年5月1日時点)

学校名	所在地	駅からの距離	設置学部・学科 (在籍者数)						寄宿舍 (利用者数)	通学バス (保有台数)			
			幼	小	中	高	専	計					
視覚	大阪北 視覚 (旧大阪市立)	大阪市 東淀川区	・メトロ今里筋線「だいどう豊里駅」 (約100m) ・阪急京都線「上新庄駅」 (約1200m)			6人	9人	5人	18人	17人 保健医療科 理療科	55人	11人	4台
	大阪南 視覚	大阪市 住吉区	・JR阪和線「我孫子町駅」 (約400m) ・南海高野線「我孫子前駅」 (約700m)			6人	18人	7人	26人	30人 保健医療科 理療科 理学療法科 柔道整復科	87人	15人	2台
聴覚	中央 聴覚 (旧大阪市立)	大阪市 中央区	・メトロ谷町線・長堀鶴見緑地線 「谷町六丁目駅」 (約600m)			24人	32人	21人	21人	4人 デザイン 情報科	102人	15人	なし
	生野 聴覚	大阪市 生野区	・JR環状線「桃谷駅」 (約400m) ・JR環状線・近鉄線・メトロ千日前線 「鶴橋駅」 (約400m)			35人	51人	19人	—	—	105人	なし	
	堺 聴覚	堺市 北区	・JR阪和線「上野芝駅」 (約1000m)			12人	21人	21人	—	—	54人		
	だいせん 聴覚高等	堺市 堺区	・JR阪和線・南海高野線 「三国ヶ丘駅」 (約1200m)			—			51人	14人	65人		
						普通科(本科のみ) 工業テクノロジー科 情報コミュニケーション科 ライフサポート科							

2-⑤ 現状・通学区域

視覚支援学校の通学区域	聴覚支援学校の通学区域																	
<p>■専攻科は、府内全域</p> <p>■幼・小・中・高等部は、以下のとおり</p>  <p>①北視覚 ・中央大通り北側＋東大阪市の外環西側 ※東成・中央・浪速・大正含む</p> <p>②南視覚 ・中央大通り南側＋東大阪市の外環東側 ※生野・天王寺・西成・住之江含む</p>	<p>■高等部・専攻科は、府内全域</p> <p>■幼・小・中学部は、以下のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1064 510 1556 1396"> <tr> <td>豊能地域</td> <td rowspan="3">②生野聴覚</td> </tr> <tr> <td>三島地域</td> </tr> <tr> <td>北河内地域 ※うち、守口市は、 ①中央聴覚と調整区域</td> </tr> <tr> <td>中河内地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大阪市内 ※うち下欄は調整区域</td> <td>①中央聴覚</td> </tr> <tr> <td>天王寺区、東成区、 生野区</td> <td>①中央聴覚 ②生野聴覚</td> </tr> <tr> <td>西成区、阿倍野区、 住之江区、住吉区、 東住吉区、平野区</td> <td>①中央聴覚 ③堺聴覚</td> </tr> <tr> <td>南河内地域</td> <td>②生野聴覚 ③堺聴覚</td> </tr> <tr> <td>堺市</td> <td rowspan="2">③堺聴覚</td> </tr> <tr> <td>泉北、泉南地域</td> </tr> </table>  <p>(凡例) 調整区域</p>	豊能地域	②生野聴覚	三島地域	北河内地域 ※うち、守口市は、 ①中央聴覚と調整区域	中河内地域		大阪市内 ※うち下欄は調整区域	①中央聴覚	天王寺区、東成区、 生野区	①中央聴覚 ②生野聴覚	西成区、阿倍野区、 住之江区、住吉区、 東住吉区、平野区	①中央聴覚 ③堺聴覚	南河内地域	②生野聴覚 ③堺聴覚	堺市	③堺聴覚	泉北、泉南地域
豊能地域	②生野聴覚																	
三島地域																		
北河内地域 ※うち、守口市は、 ①中央聴覚と調整区域																		
中河内地域																		
大阪市内 ※うち下欄は調整区域	①中央聴覚																	
天王寺区、東成区、 生野区	①中央聴覚 ②生野聴覚																	
西成区、阿倍野区、 住之江区、住吉区、 東住吉区、平野区	①中央聴覚 ③堺聴覚																	
南河内地域	②生野聴覚 ③堺聴覚																	
堺市	③堺聴覚																	
泉北、泉南地域																		

➤ 旧大阪府立・大阪市立と、設置経緯が異なることで、一部の通学区域が複雑化(とりわけ、聴覚支援学校)

2-⑥ 現状・聴覚支援学校の高等部の変遷

【平成18年以前】

大阪市立1校、大阪府立2校の府内3校に設置

大阪市立聾学校

大阪府立堺聾学校

大阪府立生野高等聾学校

※高等部を再編(幼稚部・小学部・中学部は継続)

【平成18年】

切磋琢磨できる集団の確保、社会のニーズに応じた学科改編の視点で検討し、高等部単独の聴覚支援学校設置を決定

大阪府立だいせん高等聾学校

【平成28年】

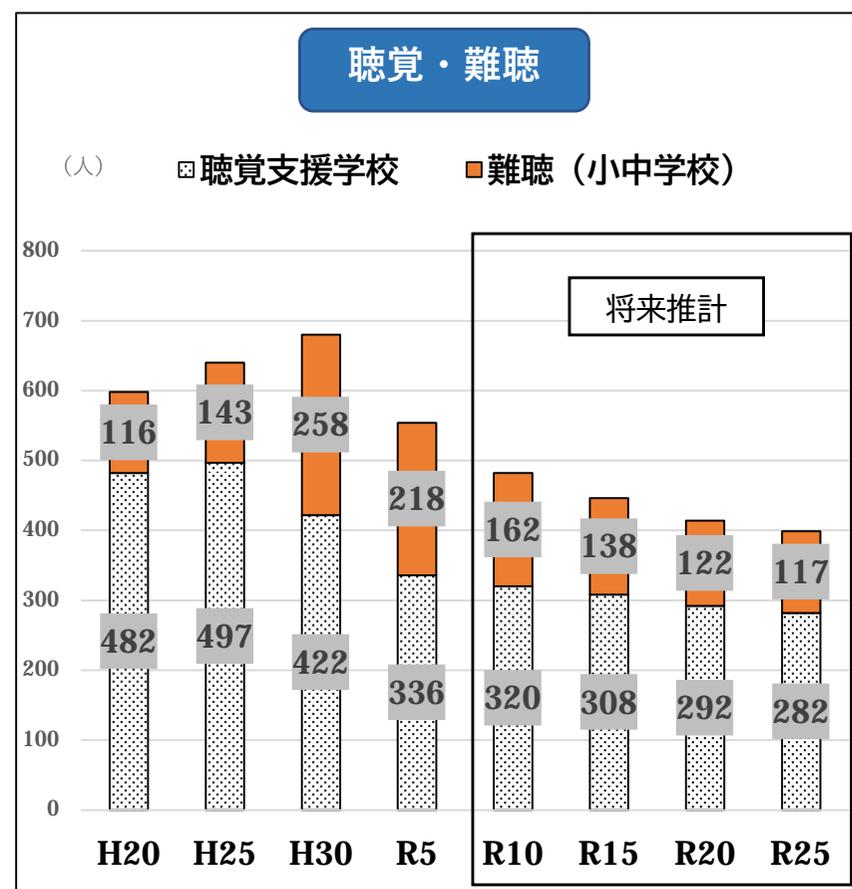
従来の機能と役割を維持して、大阪市立特別支援学校が大阪府へ移管。現在の校名に改称。

大阪府立中央聴覚支援学校

大阪府立だいせん聴覚高等支援学校

2-⑦ 現状・在籍者数の推移と今後の将来推計

- 視覚支援学校・聴覚支援学校に在籍する幼児児童生徒数は直近の10年間で3割から4割程度減少し、今後も人口減少に伴い減少
- 在籍者数の減少により集団規模による学びや教員の専門性の維持・継承に課題
- 府内の小中学校における弱視学級・難聴学級の児童生徒数は、今後も各地域に一定の在籍者数が見込まれており、支援学校の地域における中核的な機関としての役割(支援学校のセンター的機能)の発揮が今後も求められる



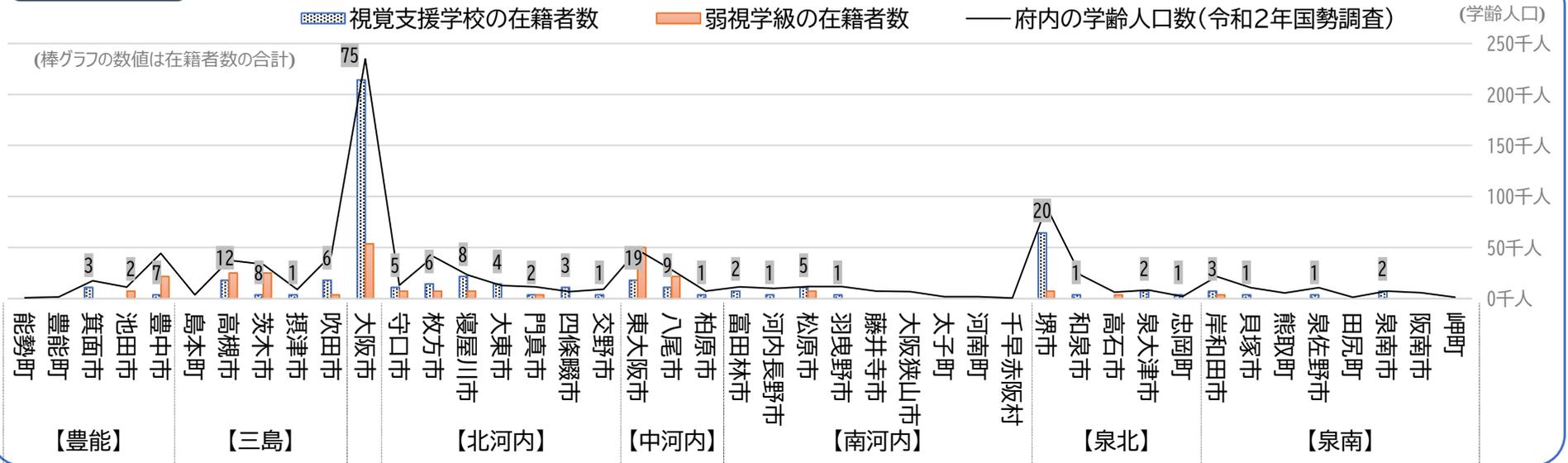
[将来推計：過去の学齢人口に対する在籍者数の割合を回帰分析し、その傾向と将来の学齢人口推計を用いて算出。]

2-⑧ 現状・在籍者の在住地域

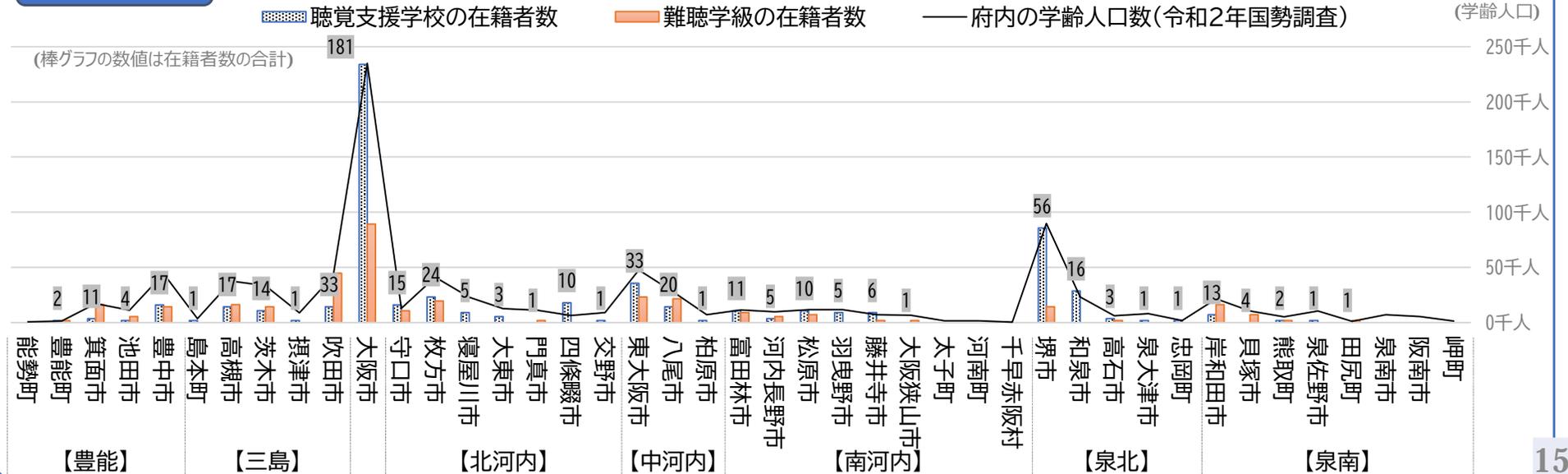
▶ 在籍者の居住地は、概ね、各市町村の学齢人口に比例して分布 ⇒ 各地域に応じた支援のため、一定の拠点が必要

(在籍者数は令和6年5月1日時点)

視覚・弱視



聴覚・難聴



2-⑨ 現状・視覚支援学校・聴覚支援学校の教育

対象児童生徒

(視覚支援学校)

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。(学校教育法施行令第22条の3)

(聴覚支援学校)

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。(学校教育法施行令第22条の3)

各教科の目標及び内容

特別支援学校学習指導要領 平成29年4月公示(小学部・中学部) 平成31年2月公示(高等部)より

- 小学校・中学校・高等学校に準ずるもの(原則として同一)とする。
- 内容の取扱いに当たっては、児童・生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

(配慮事項)

〔視覚障害〕

- 1 的確な概念形成と言葉の活用
- 2 点字等の読み書きの指導
- 3 指導内容の精選等
- 4 コンピュータ等の情報機器や教材等の活用
- 5 見通しをもった学習活動の展開

〔聴覚障害〕

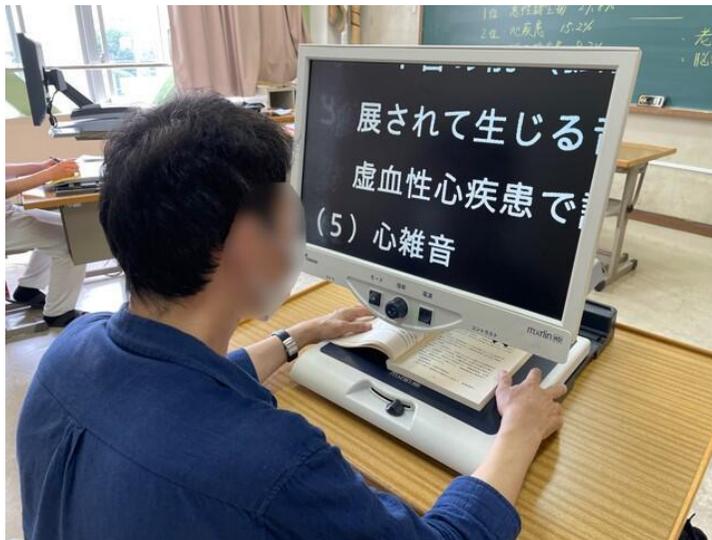
- 1 学習の基盤となる言語概念の形成と思考力の育成
- 2 読書に親しみ書いて表現する態度の育成
- 3 言葉等による意思の相互伝達
- 4 保有する聴覚の活用
- 5 指導内容の精選等
- 6 教材・教具やコンピュータ等の活用

2-⑨ 現状・視覚支援学校・聴覚支援学校の教育

府立視覚支援学校・聴覚支援学校の取り組み

視覚支援学校

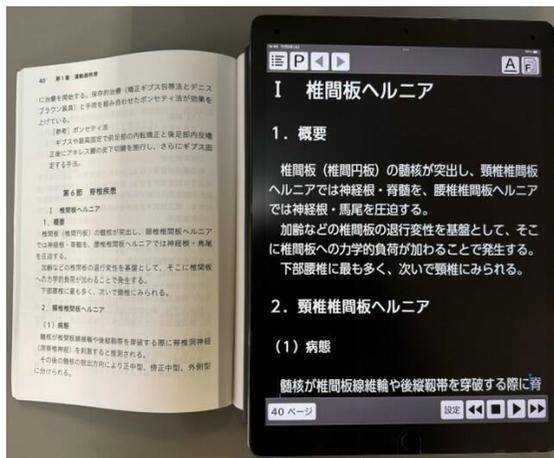
【点字、拡大文字による学習】



【あん摩マッサージ指圧、鍼灸などの専門教科】



【iPadなどのICT機器等の活用】



【歩行訓練などの自立活動】



【海外の支援学校との交流】

<1> 国立パリ盲学校との交流

(今回は3 A CLASS という音楽専攻の生徒さん達が協力してくれました。)
2020年東京オリンピック・パラリンピックの次は2024年パリでオリンピック・パラリンピックが開催されること、世界で初めてできた盲学校はルイ・ブライユが学んだことでも有名なフランスであることから、フランスの国立パリ盲学校との交流をおこなうことになりました。時差が8時間あるので、今回はビデオレターという交流になりましたが、お互いの学校のことや文化などを知る貴重な時間となりました。



<大阪南からのビデオレターの一部>



<パリ盲学校からのビデオレターの一部>

2-⑨ 現状・視覚支援学校・聴覚支援学校の教育

府立視覚支援学校・聴覚支援学校の取り組み

聴覚支援学校

【音声, 文字, 手話等を活用した学習活動】



【ICT機器による視覚情報の有効活用】



【発音・発語指導、補聴器等を活用した聴覚活用】

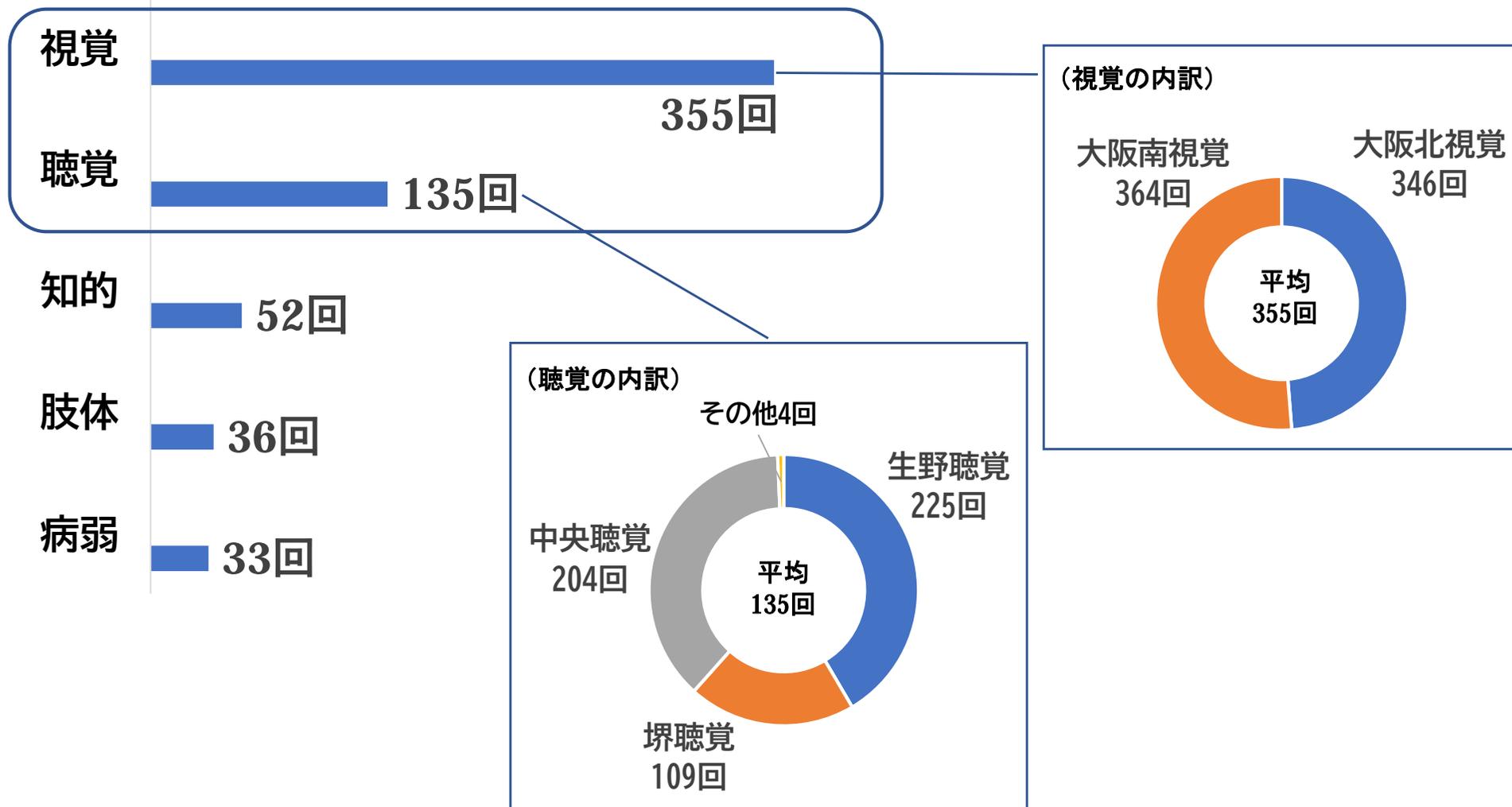


【海外の支援学校との交流】



2-⑩ 現状・支援学校の地域支援について

障がい種ごとの地域支援の回数 (1校あたり平均/R6年度)



➤ 視覚支援学校・聴覚支援学校の地域支援の回数は、他の障がい種の支援学校に比べても非常に多い

2-⑪ 現状・早期教育相談について

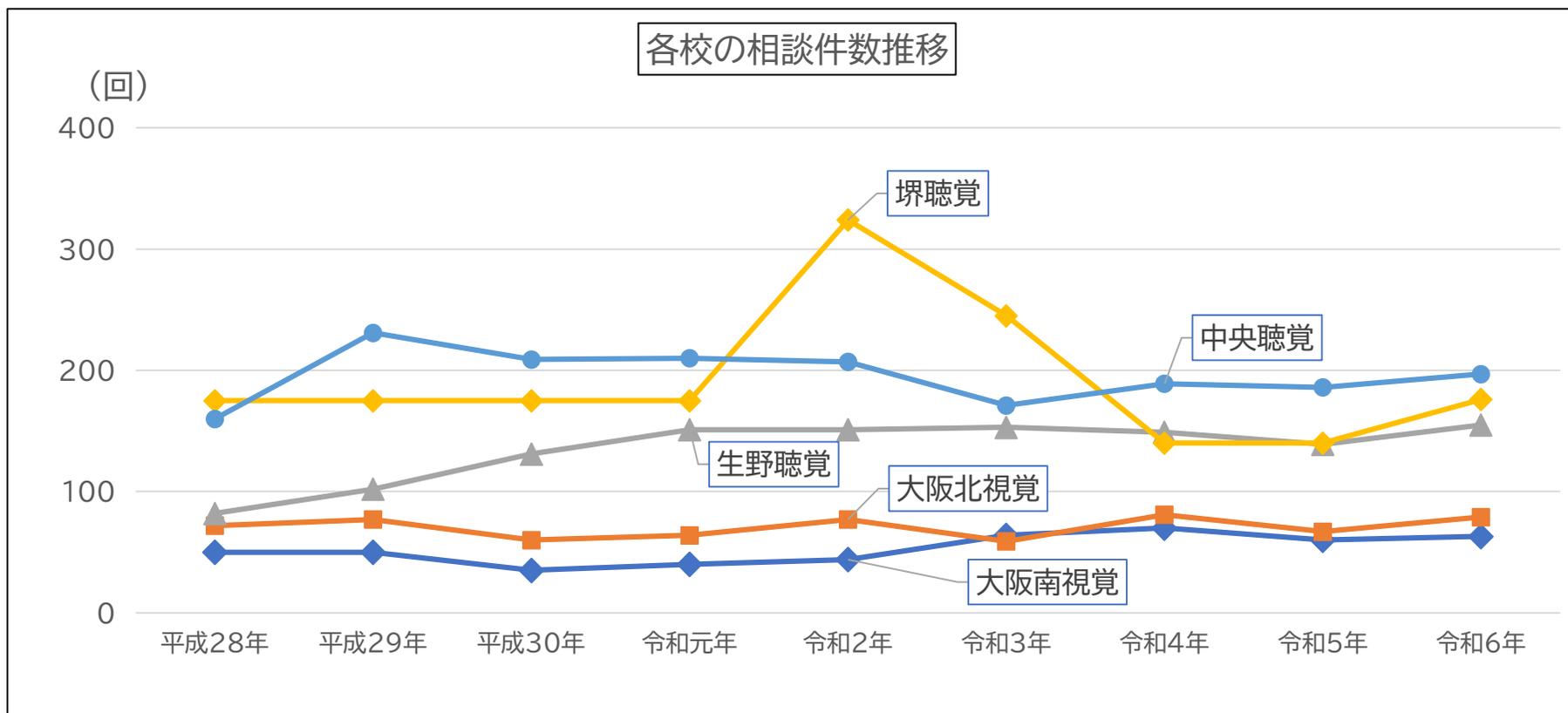
対象

0歳～就学前の子ども、保護者、関係機関

実施形態

- 来校形式:教室での集団あそび、保護者の学習会、個別相談を行う。
- 訪問形式:乳幼児が地域等で通っている施設等へ赴き、助言や個別の相談の対応。

各校の件数の推移



▶ 早期教育相談の件数は毎年同程度の件数で推移。今後も同程度の件数が想定される

2-⑫ 現状・寄宿舎の位置づけと各校の入舎基準

【学校教育法第78条】

特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

(特別の事情)

就学者が自宅から通学可能な範囲内にのみ居住する場合や、医療機関とか児童福祉施設に併設する学校で、就学者が医療機関又は児童福祉施設の入所者に限定されている場合。(学陽書房 逐条 学校教育法<第9次改訂版>P694より)

各校の入舎基準

(入舎基準)

第〇条 学校長は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、入舎を認めるものとする。

- (1)〇〇支援学校の〇学部、〇学部、……に在籍する者
- (2)寄宿舎での集団生活に支障をきたすような疾病のない者
- (3)寄宿舎舎則等に従うことのできる者
- (4)遠距離により通学に要する時間が、公共交通機関を利用した場合、1時間を目安とする長時間通学等により、著しく通学に困難な状況にある者
- (5)寄宿舎を週4泊(月～木)利用する者

2-⑬ 現状・寄宿舎の利用者数の推移

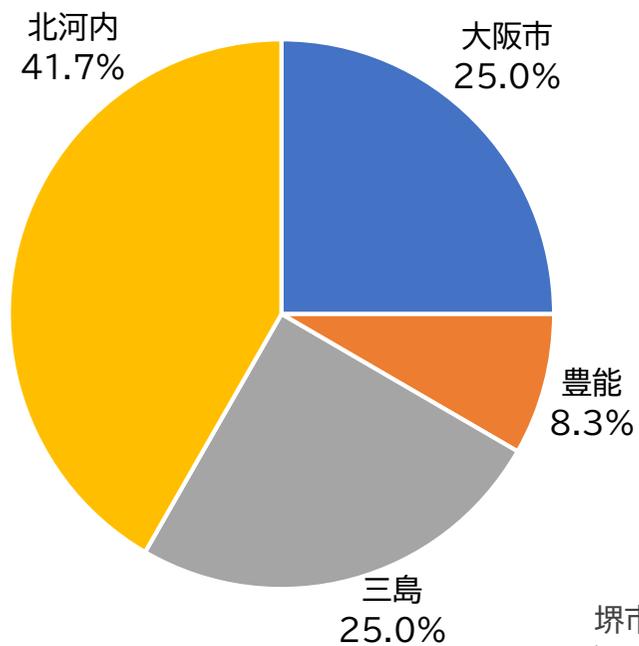
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
大阪北視覚 定員36 男:18 女:18	小	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0
	中	2	3	5	4	5	0	0	0	2	3
	高	8	8	7	4	3	6	6	4	3	5
	専	6	7	2	0	0	0	1	1	2	3
	合計	17	21	15	8	8	6	7	5	7	11
	利用率	47.2%	58.3%	41.7%	22.2%	22.2%	16.7%	19.4%	13.9%	19.4%	30.5%
大阪南視覚 定員24 男:12 女:12	小	0	0	2	2	3	0	0	0	0	0
	中	2	1	0	3	3	7	6	4	3	1
	高	3	4	4	3	3	2	4	6	8	10
	専	6	5	5	3	3	6	6	6	4	4
	合計	11	10	11	11	12	15	16	16	15	15
	利用率	45.8%	41.7%	45.8%	45.8%	50.0%	62.5%	66.7%	66.7%	62.5%	62.5%
中央聴覚 定員24 男:12 女:12	小	0	2	1	2	1	1	0	2	1	2
	中	7	6	4	6	2	1	1	1	2	7
	高	6	9	9	8	3	2	3	4	6	6
	専	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	合計	13	18	15	16	6	4	4	7	9	15
	利用率	54.2%	75.0%	62.5%	66.7%	25.0%	16.7%	16.7%	29.2%	37.5%	62.5%

- 大阪北視覚、中央聴覚支援の利用者はR2年度からR4年度にかけてコロナの影響により急激な減少したが近年増加傾向
- 大阪南視覚は舎室の構造(少人数)もあって利用者数は横ばい

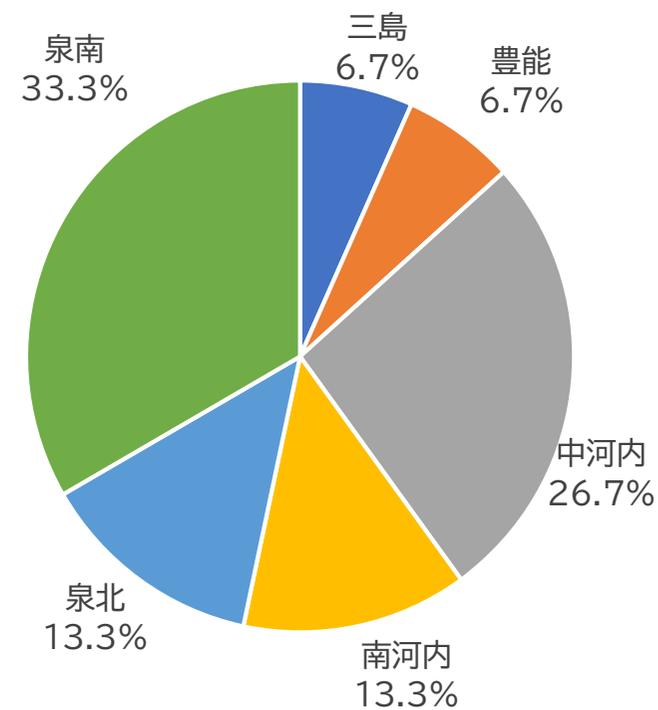
2-⑭ 現状・寄宿舎の利用者の在住地域の傾向

【地域別の利用者数割合(令和7年度)】

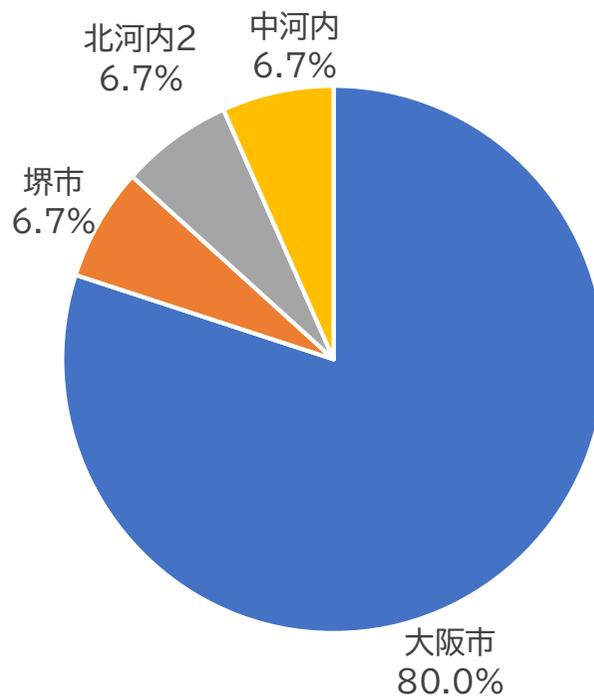
大阪北視覚



大阪南視覚



中央聴覚



2-⑮ 現状・卒業後の進路状況

- 視覚支援学校では従来の「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師」に加え、**より幅広い職業分野での活躍**できるよう聴覚支援学校においても産業構造の変化に対応し、**実践的な技術や職業スキル**を身に付けるよう今後の視覚障がい、聴覚障がいのある児童生徒等の**キャリア発達を促す教育の充実**が求められている。

視覚支援学校

(人)

進路先		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
高等部 本科	専攻科	2	1	2	2	1	1	-	1
	大学等	2	1	1	1	-	3	-	2
	訓練校等	-	-	-	-	1	-	-	-
	就職	1	1	-	-	-	-	1	-
	福祉施設等	13	11	8	9	5	10	8	5
専攻科	大学等	2	-	1	2	2	1	2	-
	訓練校等	-	-	-	-	-	-	-	-
	就職	17	11	17	10	11	14	9	10
	福祉施設等	2	6	14	8	4	8	3	3

(上表の「就職」の内訳)

(人)

職種/卒業年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
あんまマッサージ指圧師・ はり師・きゅう師	18	12	17	10	10	12	9	9
サービス業	-	-	-	-	1	-	1	-
事務	-	-	-	-	-	-	-	1
その他	-	-	-	-	-	2	-	-

聴覚支援学校

(人)

進路先		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
高等部 本科	専攻科	9	7	7	11	13	8	8	9
	大学等	7	10	10	8	5	8	3	2
	訓練校等	2	-	-	-	1	1	2	-
	就職	9	7	9	4	11	3	3	1
	福祉施設等	4	6	6	3	5	8	3	3
専攻科	大学等	1	-	-	1	-	-	1	-
	訓練校等	2	-	-	-	1	-	-	-
	就職	10	14	7	5	10	10	13	9
	福祉施設等	1	-	-	-	1	-	-	2

(上表の「就職」の内訳)

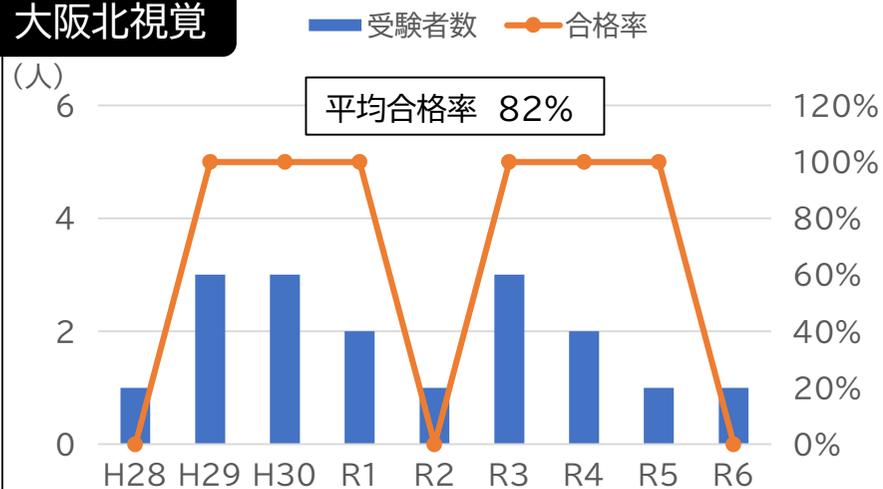
(人)

職種/卒業年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
生産・製造業	12	11	6	3	6	9	7	8
事務	6	9	4	5	7	2	8	2
運搬・清掃等	-	-	1	-	5	-	-	-
その他	1	1	5	1	3	2	1	-

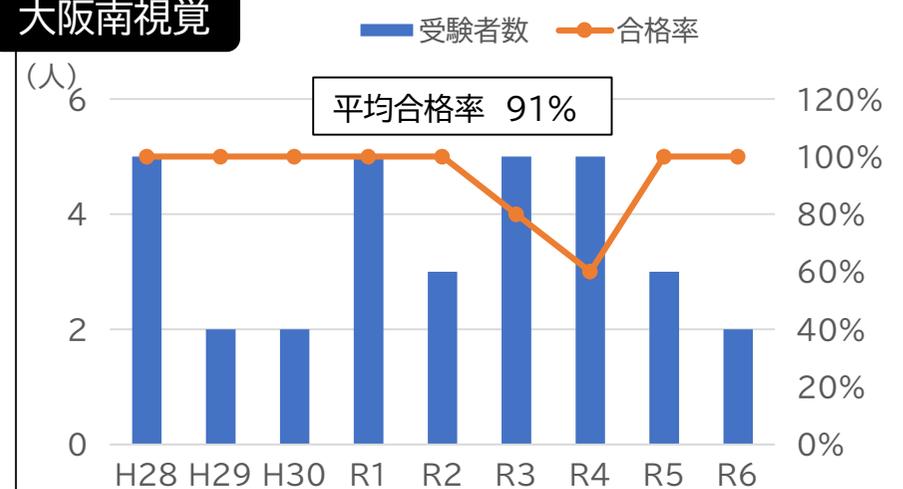
2-⑯ 現状・視覚支援学校専攻科における、あはき資格の取得状況

保健理療科:あんまマッサージ指圧師

大阪北視覚

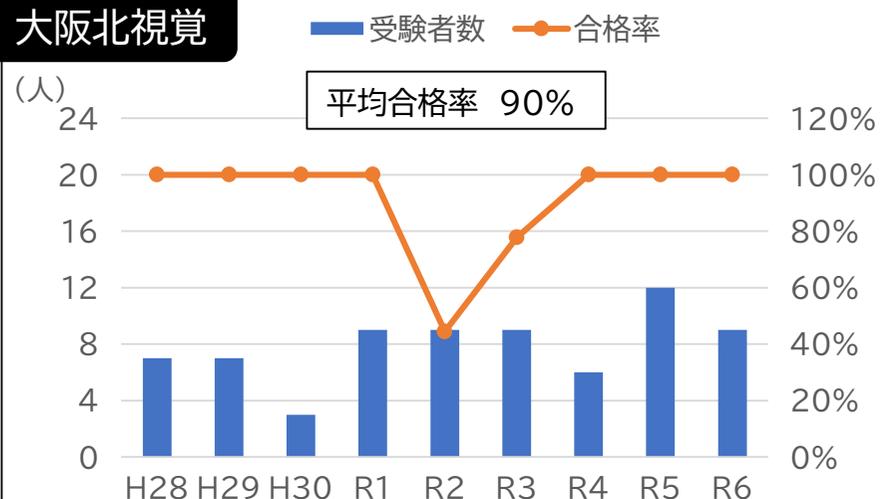


大阪南視覚

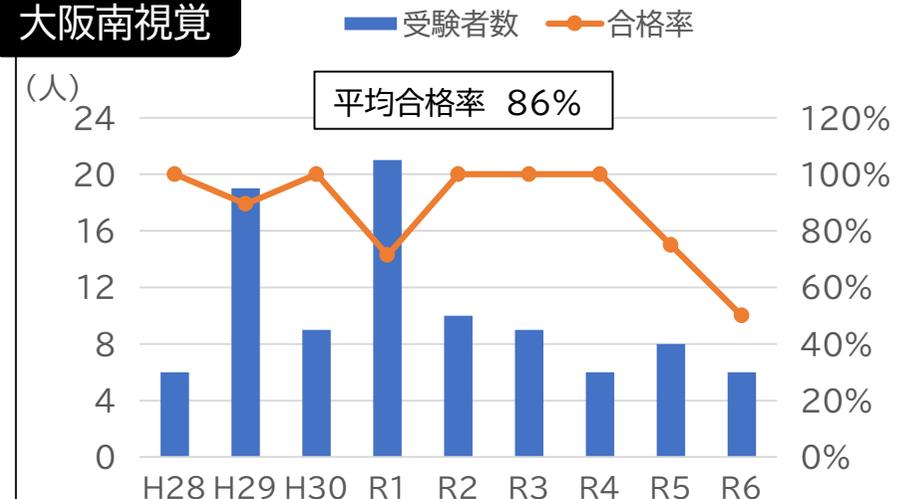


理療科:あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師

大阪北視覚



大阪南視覚



- 資格取得の合格率は高い値で推移し、資格取得者はほぼ就労につながっている
- 当事者からは、視覚障がい者の職業拡大・開拓を積極的に進めて欲しいという声もある

3 審議に向けた課題認識

課題

- 在籍者数の減少によるもの
 - 集団規模の学びの継続性の懸念
 - 教員減少による専門性の維持継承の懸念
 - ↳ 弱視・難聴の支援学級等、地域の小中学校で学ぶ児童生徒への支援ニーズへの対応
- 多様化する進路希望を踏まえた教育の充実

「府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方」についての検討が必要な項目

在籍者数が減少する中での府立視覚支援学校、聴覚支援学校の役割と機能のあり方について

- 専門性を維持しつつ、集団での学びを確保するために必要な学校規模・配置・機能
- 地域の支援ニーズに応えたセンター的機能を発揮していくための機能と役割のあり方
- 今後の支援教育ニーズに対応した施設設備

今後の視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア発達を促す教育の充実について

- 早期の職業体験機会を創出し、将来の多様なキャリア形成の礎となる教育課程の検討
- 海外の学校等との国際交流を進め、グローバルな視点でのキャリア教育
- 産業構造の変化に対応した実践的な技術や職業スキルの修得

新時代の特別支援教育の在り方について

※令和3年1月「中央教育審議会答申」及び「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」より抜粋

【基本的な考え方】

- 特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- 少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加しているなど、特別支援教育をめぐる状況が変化している。
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

特別支援学校のセンター的機能の強化

弱視や難聴をはじめ障害のある児童生徒は小学校等にも在籍しており、こうした児童生徒が専門性の高い指導を受けられるよう、小学校等に在籍する児童生徒が、在籍する小学校等の教師が同席する中で、特別支援学校の教師のICTを活用した遠隔からの専門的指導を受けたり、小学校等の教師が特別支援学校の教師の助言を受けたりする機会を充実させることが必要である。

新たな職域に係る人材育成の強化

ICTを活用した在宅就労など特別支援学校卒業者の就労先が広がる中、従来の事業所に通勤・通所する形態のみならず、在宅での労働などの形態についても視野に入れた職業教育、進路指導等が行えるよう、ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発を行う必要がある。また、各特別支援学校においても、企業を巻き込んだ新たな職域に対応した専門教育や職業教育の充実、遠隔による職場実習の実施が期待される。さらに、個々の児童生徒の持つ適性や才能に気づき、それを伸長させるような視点をもって指導や支援を充実させていくことが重要である。